**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この命令は、公布の日から施行する。ただし、第九条及び第十七条第二項の改正規定は、令和八年十月一日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この命令による改正後の不動産特定共同事業法施行規則（以下「新規則」という。）第四十条（新規則第七十一条において準用する場合を含む。）の規定は、令和八年十二月一日以後に締結される不動産特定共同事業契約（不動産特定共同事業法（次条において「法」という。）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約をいう。）に係る対象不動産の売却等（不動産特定共同事業法施行規則第十一条第一項第四号に規定する対象不動産の売却等をいう。）について適用する。

**第三条**　この命令の施行の際現に法第三条第一項の許可又は法第四十一条第一項の登録を受けている者についての新規則第四十三条、第五十条及び第五十五条第一項（これらの規定を新規則第七十一条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、令和八年十一月三十日までの間は、なお従前の例によることができる。

**第四条**　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 法規的告示

**○厚生労働省告示第三百二十五号**

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示を次のように定める。

令和八年八月二十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示

（作業環境測定士規程の一部改正）

**第一条**　作業環境測定士規程（昭和五十一年労働省告示第十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （試験）<br>**第二条**　作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第五条の作業環境測定士試験（以下「試験」という。）は、次の表の上欄に掲げる試験の科目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める範囲について行うものとする。 | （試験）<br>**第二条**　作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第五条の作業環境測定士試験（以下「試験」という。）は、次の表の上欄に掲げる試験の科目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める範囲について行うものとする。 |
| 試験の科目 | 範囲 | 試験の科目 | 範囲 |
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| 作業環境について行うデザイン及びサンプリング | 統計に関する基礎理論　ガス、蒸気及び粉じんの性質　測定点等の設定方法　個人ばく露測定（作業環境測定法第二条第三号に規定する個人ばく露測定をいう。以下同じ。）の対象となる労働者等の設定方法　測定機器の選択方法　試料採取機器の原理及び使用方法　採取した試料の管理方法　簡易測定機器の原理及び使用方法 | 作業環境について行うデザイン及びサンプリング | 統計に関する基礎理論　ガス、蒸気及び粉じんの性質　測定点等の設定方法　測定機器の選択方法　試料採取機器の原理及び使用方法　採取した試料の管理方法　簡易測定機器の原理及び使用方法 |
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| 2　（略） | | 2　（略） | |
| （講習）<br>**第三条**　作業環境測定法第五条の講習（以下「講習」という。）は、次の表の上欄に掲げる講習の科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に定める範囲について同表の下欄に定める時間により行うものとする。 | | （講習）<br>**第三条**　作業環境測定法第五条の講習（以下「講習」という。）は、次の表の上欄に掲げる講習の科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に定める範囲について同表の下欄に定める時間により行うものとする。 | |
| 講習の科目 | 範囲 | 時間 | 講習の科目 | 範囲 | 時間 |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |